

IV

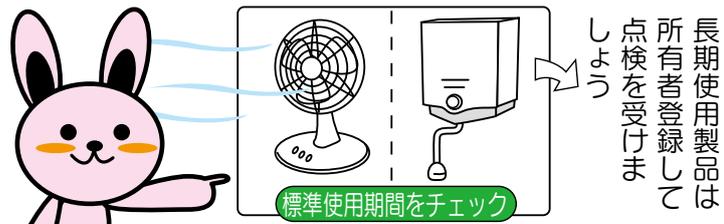
製品・食品の安全

1. 製品の安全

製品は年月が経つと故障しやすくなり、火災や死亡事故等おこす恐れがあります。危険性の高いものには、H21.4.1以降、長期使用製品として設計上の標準使用期間が表示されている物や、所有者登録をして点検が必要な製品があります。

製造または加工された動産の欠陥によって生命、身体または財産に被害を被った場合、そのことを証明した場合に、被害者は製造会社などに対して損害賠償を求めることができる製造物責任（PL）法があります。

製品事故にあったら被害者が製造業者等に対して、欠陥があったことや、損害が生じたことを証明することが必要です。そのためには、証拠品を残すこと（事故の現場や状況を写真やビデオに撮っておく、事故品を捨てないで保管しておく、病院で受診しておく、火災の場合は消防署に通知しておく、事件の場合は警察署に届けておくなど）が大切です。事故の紛争解決は製造業者等と話し合うことから始まります。万一解決ができない場合は、製品の分野ごとに設立されているPLセンターの窓口をご案内しますのでセンターに問い合わせてください。



2. 食品の安全：しっかり表示を確認しましょう

生産現場と消費者が離れている現代では、「表示」が重要な情報源になります。

● JAS 法、食品衛生法、健康増進法によって表示されている項目

生鮮食品には、名称、原産地等表示

加工食品には、名称、原材料（食品添加物、一部原料原産地）、内容量、消費期限もしくは賞味期限、保存方法、製造者の住所・氏名等

アレルギー物質を含む食品の原材料表示

遺伝子組換え食品の表示

食品添加物

栄養成分表示

強調表示の基準

保健機能食品表示



●地産地消で生産者の顔が見える食品を選択したり、消費者自身が自分の「五感」をみがき、本物の味がわかる味覚を持つことも、安全性を高めることにつながります。万一事故が発生した時には、表示が手がかかりになるので保存し、速やかに大町保健福祉事務所 食品・生活衛生課（電話 23-6528）に相談・情報提供しましょう。